

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録(書記)		後藤
会議名	自立支援協議会(全体会)	回数		第3回
日時	2018年11月21日(水)	13時30分	～	15時32分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
<p>◆会長あいさつ◆</p> <p>障害者雇用の水増し問題で、昨日から国会では厚生労働委員会による衆参議員の参考人招致で質疑が行われている。与党はこの質疑によって幕引きをしようという思いがあるようだが、野党にがんばってもらって原因を含めて丁寧な検証をして頂きたい。来年は平成の時代も幕を下ろすことになるが、この30年を振り返って考えてみると、障害分野も激動の時代であったと思う。大きな進歩があったと同時に、これまで経験したことがないような大きな事件も起こっている。最近では、旧優生保護法による人権を無視した内容での訴訟も起こっている。我々は差別や虐待について取りまなければならない立場ではあるが、改めて昨今の社会現象を見ると障害のある方を排除するのではないかと思われるような、深刻な状況になってきているのではないかと思う。自立支援協議会は、皆様の力をお借りして区の障害者支援をしっかりとやっていきたいと思いますという協議会なので、気を引き締めて取り組んでいきたい。</p> <p>◆麻田委員(社会福祉法人正夢の会)あいさつ◆</p> <p>自立支援協議会への参加は初めてなので、皆様に色々と教えて頂きながら中野区の福祉の増進に貢献していきたい。</p> <p>◆資料確認◆</p> <p>秋元委員より、「第3次中野区民地域福祉活動計画～いきいきプラン第2期実施計画」資料提供。 松田委員より、映画上映会「シンプル・シモン」チラシの配布。</p> <p>(1) 区からの報告事項</p> <p>① 重度障害者グループホーム等整備事業の整備運営事業者の再々募集について</p> <p>江古田三丁目の重度障害者のグループホーム等の整備について、本年8月に再々募集の要綱を公表させて頂いた。本整備の事業者募集の経緯については、平成28年9月に第1回目の募集を行い、平成29年3月再度公募を行ったが選定には至らなかった。この度、再々募集にあたって募集要件の緩和など仕様を一部変更して再々募集を行う。要件緩和の内容は、事業者の応募資格を介護保険の入所施設で医療的ケアを1年以上実施している事業者等の申し込みも受け付けること、医療的ケアについては訪問看護サービス等の外部サービスの利用も可能とした点。整備費の補助として、開設当初の法人の負担を軽減するため開設準備資金の増額、運営費として看護師のほかに喀痰吸引等ができる介護職員を配置した場合の人件費の補助の増額など。今後のスケジュールは、応募の申込期間は本年12月第1週目(12/3～12/7)、来年1月に整備運営事業者の選定を予定している。そこで選定、手続等が進んで、順調にいけば2021年2月に開設予定となる。</p>				

(意見)

本当は今の時点ですでに開設している予定の施設である。事業者としては、安定した運営が可能かどうか不安もあると思うので、そのあたりを密に協議して一日も早く開設して頂きたい。補助金や人件費等で戸惑っている事業者もあると耳にするので、そのあたりの要件緩和をしないといつまでたっても応募する事業者が出てこないのではないか。

(質問) 今回増額の話がいくつかあったが、そのあたりもきちんと公表されているのか。

(回答) 募集要項の中で公表させて頂いている。

② 知的障害者生活寮・在宅障害者(児)緊急一時保護事業の見直しについて

本事業は福祉作業所等に通所又は就労している知的障害者の方に生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活を助長することを目的として設置された。区内にはやまと荘、やよい荘の2か所設置されている。生活寮については、利用期限を設けずに生活の場を提供する長期利用と、地域での自立生活を目的とする一年間の期間の短期利用がある。生活寮は昭和61年11月から、在宅障害者(児)緊急一時保護事業は平成2年1月から事業を実施してきた。その後、平成18年に障害者自立支援法が施行され、平成25年の総合支援法の施行により、障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう総合支援法による共同生活援助及び短期入所(ショートステイ)の整備が進められ、区内においても施設が整いつつある状況である。本事業が開始した当時は総合支援法に基づくサービスがなかった状況で、区の単独事業として実施してきたが、この度事業の見直しを行うことになった。

見直しの理由については、やまと荘の建物については、建築から48年が経過しており、エレベーターが無いことにより利用者が限定され、緊急一時保護事業の利用率は低い状況にある。区の単独事業として生活寮を実施している知的障害者生活寮は、グループホームによりサービス提供が可能となっている。区単独事業の在宅障害者(児)緊急一時保護事業は、ショートステイ及び中野五丁目障害者多機能型通所事業所において実施している区単独事業の短期緊急支援事業を組み合わせることにより、サービスを提供することができる。知的障害者生活寮は、社会福祉法人が運営する福祉作業施設と併設になっている。生活寮をグループホームまたはショートステイに転換して単独で施設を運営するには、施設運営に必要な一定の規模が得られないため、運営事業者の確保が難しいという状況がある。

見直しの概要については、生活寮は現在の指定期間が満了する平成30年度末をもって廃止する。廃止後のやまと荘は、老朽化のため新たな事業は実施しない。廃止後のやよい荘は、(仮称)「やよい寮」とし、現在長期利用の方が3名いらっしゃるのので、このような3名の方がグループホームや高齢者施設等に住み替えをされるまでの間の暫定的な施設として、全員の方の住み替えた後「やよい寮」は終了する。

今後のスケジュールは、平成30年10月に利用者説明会を行い、11月に開かれる議会で中野区知的障害者生活寮条例の廃止における議案提出、平成31年3月末にやまと荘、やよい荘における生活寮、緊急一時保護事業廃止となる。

(質問)

今まで、やまと荘、やよい荘を利用したい時は区に申し込みをしていたが、31年4月になったら緊急一時は切れ目なくスムーズにショートステイに移行できるのか。

(回答)

ショートステイを利用する場合は、直接事業所に申し込みをして頂いて利用となる。

(質問)

肢体不自由者(児)は現在でもショートステイが利用しにくい状況があり、ほんの一部が利用している状況である。現在江古田の森に通所している方でも、重度の方は利用を断られる場合があると聞く。そういう方がショートステイの利用が必要な状況になった場合、コロニーもみじやま支援センターでは重度の障害の方の受け入れが可能なのか。利用する側も事業者もどちらも不安を抱えていると思う。知的障害の方は全面的に生活の支援が必要な場合もあるので、今までの補助金で人材を配置できるのかどうか、そういった諸々の不安があるのではないかと。短期緊急支援事業として1床確保しているということでは不安は解消されない。知的障害の方は10月の緊急一時保護事業の見直し案の説明会の後、コロニーもみじやま支援センターの短期入所の見学や契約などを行っているようだが、利用が多くなると肢体不自由者(児)がますます行き場がなくなってしまうのではないかと懸念している。

(回答)

基本的には待機して空けておくのは難しいと思っているので、優先順位を見ながら対応させて頂く形になるのではないかと。確かに、そのことによって職員を配置するのは難しい面はあるが事業として開始しているので、法人としては対応しないといけないと思っている。

(質問)

今までは(肢体不自由児者は)ショートステイ等を利用したくてもできなくて、利用率のパーセンテージが下がっているのが実態ではないかと思っている。利用しやすいような環境にして頂かないと、重度の障害の方は江古田三丁目の重度障害者グループホーム等整備事業が始まるまで、いつまでたっても利用の見通しが立たない。肢体不自由児者父母の会では、区にやよい荘の家賃と光熱水費を負担してもらい、家族が運営をしたらどうだろうという意見も出ている。障害の程度が重い方を受け入れてくれるところがあるのかどうか、非常に不安が大きい。

(回答)

社会資源が基本的に不足している部分については一法人が対応できる話ではないので、ニーズに応じてしっかり固めていく必要があって、いわゆる計画の中に含めて考えていくということは重要だと思う。ここでこの問題だけでやりとりするのではなく、そういう問題意識があって声が上がっていることは全体会では共有したい。

(意見)

今回の事業の廃止について一つ善処して頂いたのは、ショートステイの事業所の送り迎えに移動支援を利用できるようになるという点は、利用する方々が安心して移動支援を利用しやすくなる。法人で運営している杉の子大和は建築から48年経過したやまと荘と同じ建物なので、今後の経過を非常に心配している。どうして杉の子大和もふくめて討議をして発案して頂けなかったのか、とても残念に思っている。建物全体が老朽化のための見直しということなので、杉の子大和の利用者

にとって日中通う場所が今度どうなっていくか心配している。法人として副参事はじめ皆様をお願いに上がらなければいけないと思っている。やまと荘、やよい荘の生活寮の見直しについても、利用している方お一人おひとりに説明して頂いて、皆さんその時は納得しているようでも本当は戸惑いや憤りを感じている方もいたと聞いているので、作業所のほうでもしっかり受けて止めていきたい。それぞれの立場があると思うので、ここでは意見を述べさせて頂くのに留める。

(意見)

この協議会は中野区の関係者が集まった自立支援協議会という会なので、要望事項をしっかりと区と協議することもあるが、要望だけではなく一緒に作り上げていくという立場もある。

(意見)

障害を持った方の気持ちを伝える場所だと思っている。

(意見)

何かを決めるプロセスの場所で、意見交換を行うことをしっかりやっていきたい。

(意見)

この件についてはあまりにも突然話題に上がった感じがして、聞く側も慌ててしまった。もう少し早い段階で説明があって、協議する時間があってもよかったのではないかな。

(意見)

この件に関しては、愛育会でも利用している方がたくさんいて、お知らせが届いた時は本当に驚いた。ただ世の中の流れで法律が整備されて、それに伴って福祉サービスが整備されていることを考えると、その流れにのっていきことも大事なのではないかと思う。実際に区役所に行ってお話を聞かせて頂いて、10月31日の説明会にも参加して、今後代替となる福祉サービスの説明も聞かせて頂いた。質問として送迎手段として移動支援を利用できるかが上がっていたが、来年4月以降も送迎の手段がない場合には移動支援の利用も可能というお話をして頂いたので、ある意味納得した。利用する側としては変化に不安を感じてしまうので、サービスの切り替えや今後の利用の方法について区として丁寧に説明を進めて頂きたい。今後はコロニーもみじやま支援センターの短期緊急支援事業で対応して頂けるということだが、職員配置などしっかり整えて頂きたい。

(2) 相談支援機関会議報告

54回相談支援機関会議の主たる話題は、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について。最近の傾向として、65歳になって第1号被保険者になられた方が介護保険の認定調査を受けて「非該当」となり、再び障害福祉サービスを利用するケースが増えている状況がある。また「要支援1、2」となって介護保険サービスが使いづらいケースに障害福祉サービスを上乘せ支給するケースがある。具体的には時間の問題があって、今まで障害福祉では家事援助1.5時間を支給されていた方が「要支援1、2」になると、厳然たる縛りがあるわけではないが、45分～60分と標準的な利用時間に制限が出てしまう。今まで通り1.5時間利用したいということになると足りなくなってしまうので、障害福祉のサービスを上乘せして支給決定するケースが出てきている。また介護保険に移行することによって、今まで使い慣れていた事業所が介護保険の事業所として認定を受けていない場合はその事業所を使えなくなるケースが出てくる。介護保険に移行する方を調べてみたら、今年4月～10月までに介護保険に65歳に達して移行された方は11名いらっしゃった。

内訳は身体障害の方7名、精神障害の方が4名。ほとんどの方が区分3と区分2ということで、こういった介護認定がされているかという、例えば区分3だと要介護2に認定された方が1名、要支援2に認定された方が1名、要介護1に認定された方が1名。区分2の方に関しては、要介護に認定された方はいらっしゃらない。要支援2の方が4名、要支援1の方が3名。区分2あたりの方は介護保険に移行すると、サービスの利用の形態としては要支援1、2を想定してサービスの利用を組み立てて考えていかないといけないだろう。負担額を見てみると、1名が一般ということで一割負担が生じていたが、他の10名はすべて0円負担となっていた。この方々が介護保険に移行すると一割負担という問題が生じる。介護保険に移行してサービスを利用しない方は、11名中1名いらっしゃった。家事援助を月2時間利用されていたが、認定調査を受けていらっしゃらないようなので介護保険サービスを使っていないという状況がある。他の10名の方は介護保険認定を受けていらっしゃるの、おそらく介護保険サービスを利用されていると思われる。こういったところで、介護保険の移行に関してはまだ色々な問題があるので、状況報告しながら適切な移行に対する支援を行ってきたい。

第55回に関しては、各相談支援事業所でクレーム対応を求められる場面が多くなっているようなので、区でもクレームに対する研修等も行っているところであるが、民間の相談支援事業者に対してもお客様からのクレームに対して何かしらの対応策を検討する必要があるのではないかと記録に書きとどめさせて頂いた。

第56回に関しては、区内区外に限らず就労移行支援事業所の方が、すこやか障害者相談支援事業所あるいは障害福祉分野の窓口を支給決定をしてほしいと来られる場合がある。話を聞いていくと、まだ就労支援移行支援に通う前の段階であったり、ある方によっては治療が必要な段階ではないかと思われる場合もあり、ご本人の状態を適切にアセスメントして利用に結びつけるのは果たしてどこが担当すべきなのか、という問題提起があった。

障害児のサービスの利用は年々増えていて、今年度に入っても急増していて児童関係のサービスの利用者は900名を超えた。児童発達支援のサービスを利用している就学前のお子さんは514名。ただ、区内の児童発達支援の事業所は10か所、定員にすると140名となっている。日々定員ということなので、140名きっかりしか利用できないというわけではないが、この中に514名を振り分けていかないといけない状況である。できるだけ1か所の事業所で統一的な療育を受けることが望ましいが、現状として2~3か所の事業所を利用して支給決定された23日/月の範囲での利用をしている方が多くなっている。

(会長)

介護保険の移行問題は、この全体会でも何度か討議しているが、障害福祉サービスが他方優先であるため他の法律に引っ張られてしまう。国の法律そのものにも問題があると思える部分があるが、少なくともこれまで受けられていたサービスが低下している、負担が増えていることがないように対応して頂きたいと思う。

就労移行支援の事業への適性を見極めをどこが担うべきかという問題については、相談支援事業が法制化された時には、適正なサービスを受けられるところを事前に計画を立てるという相談が重要であるということで始まっているので、そこが役割を担うべきではないか。本来は計画相談を作

成するのは、自法人の事業所が担当すべきではない。第三者の評価があって、アセスメントを計画的に進めていくものである。児童発達支援のところで、なぜ複数の事業者を利用しなければいけないのか、もう少し詳しく教えて頂きたい。

(回答)

例えば、A事業所だと週2日あるいは週3日まで通所できるが、ご家族がもう少し療育を受けさせたいと希望した場合、B事業所が週1日なら通所できるということでB事業所とも契約する。せっかくだから、あともう1日通所して週5日通所できるようにしたいと、今度はC事業所とも契約をする場合がある。一事業所で支給決定をすべて満たすことができないので、複数の事業所を利用することで、支給量の範囲内でなるべく療育を受けられる機会を多くしたいというケースが多くなっている。

(質問)

514名に対して140名の定員というのは社会資源の不足ではないのか。

(回答)

定員の意味合いは1日定員と捉えると、例えばアポロ園では月2日の通園児は1日定員10名だが登録定員は200名近くいる。あと週2日の通園児は1日定員14名、登録定員は35~36名である。アポロ園全体では200名以上の対応を行っている。1日定員でデータを出されると、少し意味が違ってくるのではないかと感じた。あとご指摘の通り、併用しているサービスを併用しているお子さんはかなり多い。例えばアポロ園では専門職がそれぞれ担当して、お子さんにとってはもう少し落ち着いてアポロ園に週2日通った方がいいのではないかとご説明する場合もある。しかし、保護者の方があと何日分の支給量が残っているので、運動に特化した事業所や音楽に特化した事業所に通わせたいと希望する場合がある。そのあたりに課題があると感じることがある。

(会長)

そうすると1日定員と利用ニーズと支給決定と、複雑に絡み合った結果であって、単純に社会資源が不足しているという捉え方は違うということか。

(意見)

今年度から中部すこやか障害者相談支援事業所の委託を受けている法人だが、就労移行支援事業所の利用について、あらかじめ特定の事業所に通いたいということが決まった状態で受給者証の発行の申請に来られるケースがあったが、まだが必要な時期ではないかと相談員が見立てたケースがあった。相談支援事業所によってはもう少し時期を見てからにしましょうとご本人にお話されることもあれば、ご本人の希望に沿って進める場合もあった。その方が申請を希望されていることにに対して、なかなか時期尚早と伝えにくい現状がある。就労移行支援事業所が運営のために通所を強く望んでいて、そのためにこうした状況が発生しているのではないかと感じてしまう。相談支援機関会議で他の相談支援機関に状況を確認すると、同じようなことがあるということだった。

療育相談体制の問題は通う場所はあるが、絶対的な人数が増えていると捉えてよいのではないか。月23日の支給量についても、本当にその支給量が必要なのかどうか検討が必要な段階に入っているのではないか。

(意見)

現在の愛育会は学齢期の会員が非常に少なくなっている。全員数えても45名くらい、そのうち小学生・中学生の保護者は10数名で、商学部の保護者は4名という状況である。比較的年齢の若い保護者の方は、親の会のような連帯を必要としていない様子が見られる。福祉サービスが充実しているの、どのように福祉サービスをうまく利用するかということに関心があるのではないか。児童発達支援のサービスを受けるために何か所も事業所に通うことが、そのお子さんにとって本当に良いことなのかどうかと感じている。お子さんにとって最も良いことがサービスを多く利用することなのかどうか、保護者の方と話し合って検討する場を設けてもいいのではないかと考えている。

(3) 相談支援部会報告

今年度は一つのテーマを一年間通して話しあう形で進めている。テーマは現在の相談支援体制の再確認で、2つのグループに分かれて課題を上げてそれがどういった状態にあるのか確認を行っている。その中で大枠が二つに分かれて、①グループが児童の問題、②グループが成人のサービス代替時の問題(介護保険への移行、障害児から障害者への移行等)。障害児の問題で課題として話題に上がったのは、高等部を卒業後の通所先を決めてから支給決定となるので本人の課題と通所先のミスマッチが起こることがあること、18歳以下は障害支援区分がないので支給の根拠が分かりにくいこと、手帳取得に抵抗のある保護者の方もいらっしゃる等。障害者(成人)の問題で課題として話題に上がったのは、通所後の居場所がない、通所先の選択肢が少ない、地域の中で孤立している、精神障害者の居場所がない等、場所の問題が多く上がった。相談支援機関会議で課題となっていた就労移行支援事業所の問題や療育相談の問題についても、話題に上がった。

(4) 地域生活支援部会報告

第2回は今年度の部会の日程の確認、活動内容の確認、今年度の大家さん向けセミナーの内容についての話し合いを行った。第3回では4つの事業所等に所属する部会員から、それぞれ事例の発表があって意見交換等を行った。第4回では重度障害者グループホーム等整備事業に関して、障害者施設担当からの説明を予定している。

(5) 就労支援部会報告

今期は各事業所等に通所している利用者の支援とその状況確認と課題について話し合いを行っている。第3回(9月)はマルイキットセンター取締役社長 竹内 篤氏、マルイグループ人事部サポートパートナー課 課長 荒井 大輔氏、人事部サポートパートナー課 リーダー雨宮 忍枝氏をお招きして、マルイグループの障害者雇用についてお話を伺った。また7月に各事業所の作業における取組として、社会福祉法人正夢の会の麻田氏より弥生福祉作業所における取組みを紹介して頂いて、10月にすばる会の近藤氏が紹介して下さったすばるカンパニーで

行っている生活支援の取組みについてと重なる部分が多くあった。利用者の高齢化、障害の重度化が各施設とも進んでいるため、現況にあわせた個別対応の機会が多くなっていて、今までの作業量をこなしていくことが難しくなり、工賃が下がってしまう。ご家族の高齢化も進んでいるため、居住の問題を含めた世帯全体へのサポートが必要なケースが増えている。そうした状況の中で、通所施設だけで関わるのではなく、様々な関係機関の連携が必須となってくるが、緊急対応をどこが中心的役割として動くのか現状では不明瞭である。それは相談支援事業所の役割かもしれないが、制度上そうした動きを評価する仕組みがない。通所施設が生活支援を行っても、報酬には結びつかない。サービスに存在しない支援は各担当者の思いで行われているのが現状であるが、これは本当にこのままでよいのかという話題が上がった。

☆差別解消部会☆

平成30年12月5日（水）第2回差別解消部会を開催予定。

☆居宅系事業者連絡会☆

7月に連絡会を開催して以来開催していないが、できるだけ今年度中にもう一度開催する機会を設けたい。

(6) 施設系事業者連絡会報告

第51回を8月に予定していたが台風接近のため、各施設の利用者の安全を優先して中止となった。第52回はコロニー中野を会場として、施設見学と職員交流研修についての話し合い、あとろえふぁんとむ 伊藤氏から最近の精神障害者の方の傾向等について報告があった。職員交流研修については、来年1月に体験研修成果発表会を行う予定となっている。

(7) その他報告・提案事項

○中野区障害者自立支援協議会 4部会合同セミナー

「はじめの一步～ユニバーサルデザインとは～」

日時 平成31年1月11日（金）14：00～16：30（開場 13：30）

会場 中野区産業振興センター 3階 大会議室

○秋元委員（中野区社会福祉協議会）から「第3次中野区民地域福祉活動計画いきいきプラン」の案内。中野区社会福祉協議会では区民の方と一緒に進める地域福祉活動の指針として10年ごとに計画を作成している。今回ご案内するのは「第3次中野区民地域福祉活動計画いきいきプラン～第二次実施計画素案」、来年度以降5か年の素案である。地域に住むすべての方を対象としている。

9月20日（木）に福祉の仕事相談会を開催し、今回はハローワークと協力して早めに求人票等を出したところ、それを見て応募された方が多く例年になく多くの方に参加して頂いた。

○松田委員（特定非営利活動法人リトルポケット）より映画上映会の案内。

中野区障害者地域自立生活センター「つむぎ」では、年3回高次脳機能障害、発達障害の方に対する

理解促進事業を行っている。その一つが今回の映画「シンプル・シモン」上映会（無料）。

日時 平成30年12月6日（金）14：00 上映

会場 スマイルなかの内 中野芸能小劇場

○駐輪場側の出入り口から見える、中野区 障害福祉分野の窓に「みんなで取り組む障害者差別解消法」の掲示を行っている。

○12月の人権週刊（12月4日～10日）、障害者習慣（12月3日～9日）にあわせて、12月3日から7日にかけて人権パネル展を行い、パネルの半分ほどを障害福祉のために充てる。

○近藤委員（特定非営利活動法人すばる会）より障害者雇用水増し問題に関して、衆参議院での厚生労働省の質疑応答の傍聴の報告。

長期間にわたる水増しの実態をたった1か月で報告書をまとめて、検証委員会に障害当事者の方を含めていないこと、また内容についても意識が低くずさんな管理だったというものであったので、なぜ意識、関心が低かったのかというところまで踏み込んでいない、非常に落胆させられる内容であった。質問や追及に対する厚生労働大臣および厚生労働省の担当の返答も、同じような回答を繰り返すのみで内容のある委員会ではなかったという印象を持った。非常に残念に感じた。参考人の発言で印象的だったのが、不正が起こったのはそれぞれの中に障害者を排除する思いがあったのではないかというもの。国は31年度末までに4千人の障害のある方を雇用すると明言している。しかし短い期間でそれだけの人数を雇用することは簡単なことではない。単なる数合わせではなく、働く環境を整えることが重要である。

○平成30年10月23日付、障害者雇用水増し問題に関する読売新聞の記事の紹介。

記事によると、中野区でも再点検前は2名となっている。ゼロを目指して頂きたい。

（会長）

水増し雇用については、起こったことの調査を行っただけで根本的な問題には触れていない。排除する仕組みや意識という話が出てきたが、国の策定した障害者雇用促進法との矛盾がある。

備考

次回日程 平成31年1月16日（水）13：30～
中野区役所7階 第10会議室